

# 協会だより

2026. 6. 1号 発行 NPO 法人天童地区学童保育協会

まだ梅雨入り前ですが、まるで夏本番のような天気が増えてきました。エアコンの涼しい風が欲しくなりますね。  
今年の夏もとても暑い予報が出ています。身体が暑さに慣れるまでは無理をしないで生活していきましょう。



## 令和9年度より開所時間・保育料が変わります

現在天童市内には30カ所の学童保育所があり、10の運営体がそれぞれ事業を行っています。学童保育は、長年地域に合わせて独自に発展してきたこともあり、様々な条件が揃っていない状況にあります。また、過去に、その条件を揃えるために市連協内で協議を行い、ガイドラインを作成したり市内統一運営を目指したこともありますが、依然として開所時間や保育料、支援員の雇用条件などが運営ごとに異なっています。

この度、市子育て支援課と市連協とで開所時間と保育料(利用料)の統一に向けて協議を重ね、「放課後児童クラブ開所時間及び利用料等に係るガイドライン」が策定されました。※ガイドラインの主な内容は「天童市放課後児童クラブ令和9年度開所時間・利用料の統一」をご覧ください。NPO 法人天童地区学童保育協会においても、このガイドラインに沿って開所時間及び保育料等について、令和9年4月1日より変更を行います。具体的な変更内容については以下の表をご確認ください。

| 変更点                                      | 変更後※R9.4.1～            | 変更前                |
|--|------------------------|--------------------|
| 一日保育日の開設時間(保育を行う時間)                      | <b>午前 7:30～午後 7:00</b> | 午前 7:45～午後 7:00    |
| 基本保育料 ※1                                 | 月額 <b>11,000 円</b>     | 月額 12,000 円        |
| 要保護及び準要保護世帯の児童の保育料減免 ※2                  | <b>減免なし</b>            | 2,000 円減免          |
| 多子世帯の2人目以降の児童の保育料減免 ※2                   | <b>減免なし</b>            | 3,000 円減免          |
| 高学年の児童の保育料減免 ※2                          | <b>減免なし</b>            | 5,000 円減免<br>※条件あり |
| 一日保育日の 7:30～7:45 を利用した場合の利用料<br>【早朝利用時間】 | <b>1回 300 円</b>        |                    |
| 18:45～19:00 を利用した場合の利用料<br>【延長利用時間】      | <b>1回 300 円</b>        | 1回 200 円           |

※1 令和9年4月1日より、**全ての児童の月額保育料は 11,000 円になります。**

※2 独自の減免を廃止します。山形県放課後児童クラブ利用料軽減事業はこれまで通り実施される予定です。

第2子以降減免について、この度のガイドラインでは引き続き検討案件として取り扱われています。NPO 法人天童地区学童保育協会では、ひとりひとりの児童にかかる保育費(主に、おやつ代・昼食提供代・教材費)を確保し、保育の質を維持するために、利用児童一律の保育料額とすることに決定しました。今後、第2子以降減免についてガイドラインの変更があった場合は、理事会にて再度協議されることとなります。

開所時間及び保育料の変更に伴い、学童保育所利用規程も改訂されます。令和9年度の入所利用に関わりますので、来年度継続入所を検討される際には必ずご確認の上でお申し込みください。※改訂版の利用規程は9月初旬に配布予定の「令和9年度 学童保育所入所案内」に入る予定です。